



札総交第 342 号

平成 29 年 (2017 年) 8 月 24 日

様
様
様
様
様

札幌市長 秋元 克広



「札幌市行政不服審査申請」としてお送りいただいた電子メールについて

日頃から、市政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 8 月 10 日に「札幌市行政不服審査申請」としてお送りいただいた電子メールについては、行政不服審査法（以下「審査法」という。）に定める審査請求の要件を満たしていないことから、適法な審査請求として取り扱うことができません。

つきましては、平成 29 年 9 月 8 日（金）までに下記により審査請求書を御提出いただきますようお願い申し上げます。

- ・「施行令」は「法律」の「下位規定」である。
- ・この第4条は「請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合に鍵つての記述である。」

記

審査法第19条第1項/第2項のいずれにも「押印」必要との「記載」記載は無い。

1 審査法第 19 条第 1 項及び行政不服審査法施行令第 4 条第 2 項の規定により、審査請求は、押印された審査請求書を提出してしなければならないとされております。したがって、電子メールは適法な審査請求の方法とは認められておらず、スキャンした印影イメージを押印の代わりとすることも認められておりません。

つきましては、紙の審査請求書に押印の上、以下の担当宛てに紙で御提出いただきますようお願い申し上げます。

- ・既に「申請書」に記載の通りである。
- ・又 仔細は「口頭意見陳述」で述べる由 繰り返し説明済み。

2 審査法第 19 条第 2 項第 2 号の規定により、処分についての審査請求書には審査請求に係る処分の内容を記載しなければなりません。

しかし、お送りいただいた電子メールではこれが明らかでなく、審査請求の対象が、いつ、誰に対する、どのような内容の処分であるか特定できません。

つきましては、審査請求に係る処分の内容を審査請求書に具体的に記載していただき

「請求書」は既に提出済みである。

い。

なお、審査法第19条第1項の規定により、都市計画法等の他の法律等に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、口頭による審査請求を行うことはできないとされております。

また、処分についての審査請求は、審査法第18条第1項及び第2項の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができないとされております。

- ・(審査請求期間) 第十八条 1項/2項には 下記の「但し書き」がある。
「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」
- ・また 最高裁の「違法性の承継」判断により 経過年数規定にはとられないとされている。 昭和24(オ)42：昭和25年9月15日

【担当】 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市まちづくり政策局

総合交通計画部交通計画課 永井

TEL 011-211-2275

(参考)

行政不服審査法 (平成26年法律第68号) (抜粋)

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 審査請求に係る処分の内容

行政不服審査法施行令 (平成27年政令第391号) (抜粋)

(審査請求書の提出)

第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。

2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の団体又は財団である場合にあっては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人）が押印しなければならない。